

厚生労働大臣が定める支援費基準(案)について

支援費は、施設支給決定障害者が指定施設・事業所からサービスの提供を受けた場合に、そのサービスの対価として市町村から当該支給決定障害者に対して支給されるものであり、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において、市町村長が定めることとされている。

1 支援費基準(案)の基本的な考え方

- ① 各居宅生活支援及び各施設訓練等支援ごとに、当該サービスに通常要する費用を適切に評価した基準とすること。
- ② 障害者の地域生活の推進を評価するような基準とすること。
- ③ 施設訓練等支援費は、重度障害者や重複障害者が適切にサービスを利用できるよう、障害程度区分に応じて格差を設けた基準とすること。
- ④ 居宅生活支援費のうち、デイサービス、短期入所及び知的障害者地域生活援助に係る支援費基準についても、障害の程度を考慮した基準とすること。
- ⑤ 居宅生活支援及び施設訓練等支援を担う事業主体において、安定的かつ効率的に事業運営が行えるような基準とすること。
- ⑥ 同一のサービスであれば、設置主体にかかわらず、同一の支援費基準とすること。
- ⑦ 居宅生活支援及び施設訓練等支援に必要な人件費等の水準が同じような地域ごとの基準とすること。
- ⑧ 利用者や事業者などにわかりやすく、簡素で合理的な基準とすること。
- ⑨ 現行の措置制度からの円滑な移行に十分配慮した基準とすること。

2 施設訓練等支援費設定のイメージとその構成要素等（案）

(1) 基本イメージとその構成要素

○施設訓練等サービスに係る費用1 ・指導(支援)員・介護職員・看護師・理学療法士・作業療法士等の人件費等
○施設訓練等サービスに係る費用2（1以外の費用） ・栄養士・調理員の人件費等 ・食事費用（食材料費、光熱水費等） ・健康管理等経費
○施設運営に係る基本的管理経費等 ・管理者・事務員等の人件費等 ・保守管理経費 ・光熱水費・燃料費 ・消耗品費・備品費 ・その他の事務管理経費
○施設・設備整備の設置者負担分の減価償却相当

(2) 基本的な取扱い

- ① 支援費の算定単位は1月を単位とする。
- ② 重度障害者等への対応として障害程度区分に応じて3区分で設定する。
- ③ 定員規模は、小規模、標準規模、大規模で設定する。

小規模	入所施設	30人～40人	通所施設	20人
標準規模	入所施設	41人～90人	通所施設	21人～60人
大規模	入所施設	91人以上	通所施設	61人以上
- ④ 地域差の反映は、国家公務員給与の調整手当に準じ、現行措置費と同様5区分を設定する。
- ⑤ 施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1（設置者負担分）相当に係る減価償却相当額を支援費に算入する。
- ⑥ 人件費引当金相当額を算入する。
- ⑦ 新たに発生する利用者負担金の徴収事務等に対応するため、特別事務費を算入する。

⑧ 地域生活への移行努力等の評価

○ 退所時特別支援加算

地域生活に移行する際に施設において行われた相談支援及び訪問指導に対する加算。

○ 入所時特別支援加算

施設入所時から1か月間、新規入所者に対して行われる施設支援計画の作成やオリエンテーション等の個別支援に対する加算。

⑨ 特別の障害特性を有する者への対応

身体障害者施設関係

○ ALS等支援加算(療護)

- ・遷延性意識障害者加算
- ・筋萎縮性側索硬化症者等加算
- ・神経内科医加算
- ・看護師加算

○ 常勤医師加算(更生、療護)

知的障害者施設関係

○ 強度行動障害支援加算(入所更生)

○ 自活訓練支援加算(入所更生、入所授産)

3 居宅生活支援費（居宅介護）設定のイメージとその構成要素等（案）

（1）基本イメージとその構成要素

- 居宅介護サービスに係る費用
 - ・ホームヘルパーの人件費等

-
- 運営に係る基本的な管理経費等
 - ・人件費等（管理事務相当分）
 - ・交通費
 - ・消耗品費・備品費
 - ・その他事務管理経費

（2）基本的な取扱い

- ① 支援費の単位は以下の通りとする。
 - ・30分未満
 - ・30分以上1時間未満
 - ・1時間以上1時間30分未満
 - ・以降30分ごと
- ② 地域差の反映は、施設訓練等支援費と同様5区分を設定する。
- ③ サービス類型別の設定は以下のとおりとする。
 - ・身体介護
 - ・家事援助
 - ・移動介護
 - ・日常生活支援（仮称）
- ④ サービス提供時間帯に応じて昼間帯、早朝・夜間帯(125/100)、深夜帯(150/100)の設定をする。

4 居宅生活支援費（デイサービス）設定のイメージとその構成要素等（案）

(1) 基本イメージとその構成要素

○デイサービスに係る費用 ・指導員・介護職員等の人件費等
○施設運営に係る基本的管理経費等 ・人件費等（管理事務相当分） ・光熱水費・燃料費 ・消耗品費・備品費 ・その他の事務管理経費
○施設・設備整備の設置者負担分の減価償却相当

加算等

+

○給食サービス加算 ・給食サービスに係る人件費等
○入浴サービス加算 ・入浴サービスに係る人件費等
○送迎サービス加算 ・送迎サービスに係る人件費等

(2) 基本的な取扱い

- ① 支援費の算定単位は、半日（4時間未満）及び1日（4時間以上）を単位とする。
- ② 重度障害者等への対応として障害の程度等に応じて3区分の単価を設定（児童デイサービスを除く。）する。
- ③ 地域差の反映は、施設訓練等支援費と同様5区分を設定する。
- ④ サービス類型の取扱いは以下のとおりとする。

身体障害者

介護型

基本型

給食中心型

入浴中心型

} →

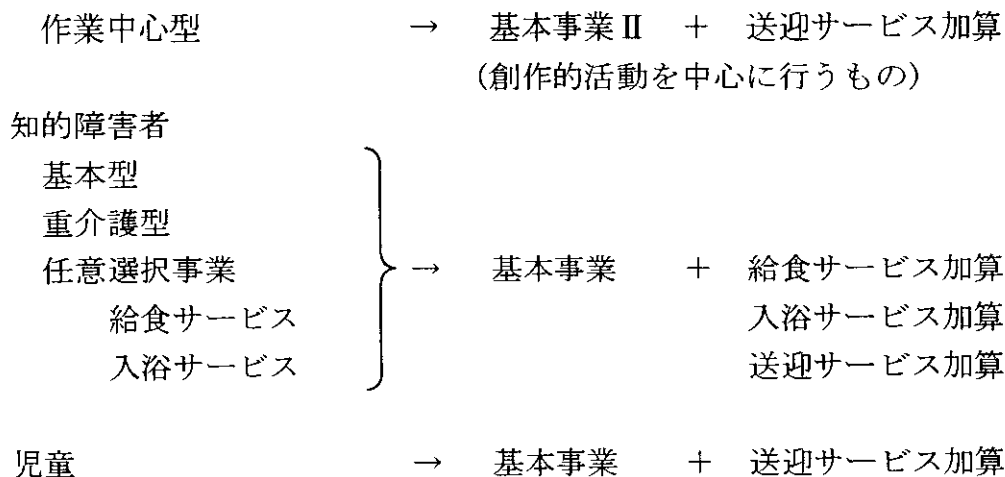
基本事業 I

+

給食サービス加算

入浴サービス加算

送迎サービス加算



- ⑤ 施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1(設置者負担分)相当に係る減価償却相当額を支援費に算入する。
- ⑥ 人件費引当金相当額を算入する。

5 居宅生活支援費(短期入所)設定のイメージとその構成要素等(案)

(1) 基本イメージとその構成要素

<p>○短期入所サービスに係る費用1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導(支援)員・介護職員・看護師等の人件費等
<p>○短期入所サービスに係る費用2(1以外の費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士・調理員の人件費等 ・健康管理等経費
<p>○施設運営に係る基本的管理経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者・事務員等の人件費等 ・保守管理経費 ・光熱水費・燃料費 ・消耗品費・備品費 ・その他の事務管理経費
<p>○施設・設備整備の設置者負担分の減価償却相当</p>

(2) 基本的な取扱い

ア 支援費の算定単位は1日を単位とする。

障害児及び知的障害者の日中受け入れの区分は以下のとおりとする。

- ・ 4時間未満 1 / 4日
- ・ 4時間以上8時間未満 2 / 4日
- ・ 8時間以上 3 / 4日

イ 重度障害者等への対応として障害の程度等に応じて3区分の単価を設定する。

ただし、別に、重症心身障害児等が医療機関を利用する場合の単価を設定する。

ウ 地域差の反映は、施設訓練等支援費と同様5区分を設定する。

エ 施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1(設置者負担分)相当に係る減価償却相当額を支援費に算入する。

オ 人件費引当金相当額を算入する。

カ 送迎サービス加算を設ける。

6 居宅生活支援費(地域生活援助)設定のイメージとその構成要素等(案)

(1) 基本イメージとその構成要素

○地域生活援助に係る費用
・世話人の人件費等

(2) 基本的な取扱い

ア 支援費の算定単位は1月を単位とする。

イ 重度障害者等への対応として障害の程度等に応じて2区分の単価を設定する。

ウ 地域差の反映は、施設訓練等支援費と同様5区分を設定する。

エ 人件費引当金相当額を算入する。

(参考1)

厚生労働大臣が定める支援費額の基準(案)

※ 今回お示しする基準額(案)は、今年度の人事院勧告(△2.03%等)等を考慮していないものであり、今後の予算編成過程において、変動することが見込まれるものである。

(1) 施設訓練等支援費(1月につき)

	区分A	区分B	区分C
身体障害者更生施設 (内部更生を除く。)	258,400円	221,800円	186,700円
身体障害者更生施設 (内部更生に限る。)	270,900円	234,400円	199,300円
身体障害者療護施設	393,200円	373,500円	353,800円
身体障害者入所授産施設	215,800円	194,500円	168,900円
身体障害者通所授産施設	129,600円	124,200円	118,500円
上記の他、以下の加算を設定 入所時特別支援加算 退所時特別支援加算 常勤医師加算(更生、療護) ALS等支援加算(療護) a 遷延性意識障害者加算 b 筋萎縮性側索硬化症者等加算 c 神経内科医加算 d 看護師加算			

	区分A	区分B	区分C
知的障害者入所更生施設	301,700円	281,100円	250,300円
知的障害者通所更生施設	151,100円	145,800円	140,400円
知的障害者入所授産施設	270,500円	260,200円	250,000円
知的障害者通所授産施設	162,000円	156,700円	151,300円
知的障害者通勤寮	107,600円	100,600円	93,600円
心身障害者福祉協会が設置 する福祉施設	267,400円	241,500円	215,700円
上記の他、以下の加算を設定 入所時特別支援加算 退所時特別支援加算 強度行動障害支援加算(入所更生) 自活訓練支援加算(入所更生、入所授産)			

※ 上記単価は標準規模単価(定員41人~90人(通所施設は21人~60人))。
その他に小規模(30人~40人(通所施設は20人))、大規模(91人以上(通所施設は61人以上))を設定。

(2) 居宅生活支援費

① 居宅介護支援費

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護	2,110円	4,030円	5,870円	2,200円
家事援助		1,530円	2,230円	840円
移動介護	※1	※1	※1	※1
日常生活支援 ※2			2,630円	990円

※1 移動介護は身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

※2 日常生活支援(仮称)は身体障害者のみ。

※3 介護報酬の動向により変動することがあり得る。

② デイサービス支援費

		区分1	区分2	区分3	加算
身体障害者 デイサービス 支援費	4時間未満	2,860円	2,610円	2,350円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき400円 送迎サービス加算 片道につき560円
	4時間以上	5,730円	5,210円	4,690円	
知的障害者 デイサービス 支援費	4時間未満	2,240円	1,940円	1,640円	
	4時間以上	4,490円	3,880円	3,270円	
児童デイサービス 支援費	4時間未満	1,910円			送迎サービス加算 片道につき560円
	4時間以上	3,810円			

※ 障害の程度等に応じて、区分1～区分3の単価を設定。

③ 短期入所支援費

	区分1	区分2	区分3	遷延性意識 障害(児)者	重症心身 障害(児)者
身体障害者短期 入所支援費	7,990円	7,190円	6,840円	14,540円	——
知的障害者(児童) 短期入所支援費	7,930円	7,190円	4,530円	14,540円	21,110円
送迎サービス加算 片道につき1,860円					

※1 障害の程度等に応じて、区分1～区分3の単価を設定。

※2 遷延性意識障害(児)者及び重症心身障害(児)者の単価は医療機関を利用した場合。

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

	区分1	区分2
知的障害者地域生活援助支援費	134,740円	67,370円

※ 障害の程度等に応じて、区分1、区分2の単価を設定。

(参考2)

支援費基準(案)と措置費等との比較

以下の表に示している支援費基準(案)と措置費等との比較は、それぞれ一定の前提をおいて行ったものであり、具体的なケースにあてはめた場合には、個々の施設の状況や障害者の利用の状況等によって異なってくるものである。

1 施設訓練等支援費(一人当たり月額)

施設訓練等支援費は障害程度区分により基準額に差を設けること等その構成が措置費と異なることから、単純な比較を行うことは適当ではない。

仮に、各施設種別毎に一定の前提をおいて試算すると以下のとおりとなる。

(試算の前提)

定員規模は50人、地域区分は丙地、民改費は5%、障害程度区分は各表の(注)のとおり、措置費については原則として14年度当初の一般事務費及び一般生活費の合算額。

従って、現時点では14年度の措置費についても、今年度の人事院勧告による影響を考慮していない。

また、支援費基準の額についても措置費と同様今年度の人事院勧告等を考慮していないものであり、今後の予算編成過程において変動することが見込まれるものである。

(1) 身体障害者更生施設

	措置費	支援費	比較
肢体更生	183,300円	233,800円	27.6%
重度更生	254,800円		△8.2%

(注) 支援費は入所者の構成割合を厚生科学研究の結果どおりであるとした場合の割合によるウェイト平均。(A:50.0%、B:32.0%、C:18.0%)

(2) 身体障害者療護施設

措置費	支援費	比較
370,300円	373,500円	0.9%

(注) 同(A:31.5%、B:37.0%、C:31.5%)

(3) 身体障害者授産施設

	措置費	支援費	比較
身障授産	164,900円	200,500円	21.6%
重度授産	212,200円		△5.5%

(注) 同(A : 46.6%、B : 38.0%、C : 15.4%)

(4) 身体障害者通所授産施設(30人)

措置費	支援費	比較
118,800円	124,100円	4.5%

(注) 同(A : 32.5%、B : 35.0%、C : 32.5%)

(5) 知的障害者入所更生施設

	措置費	支援費	比較
一般	244,690円	285,200円	16.6%
重度加算	294,300円		△3.1%

(注) 同(A : 47.0%、B : 35.0%、C : 18.0%)

(6) 知的障害者入所授産施設

措置費	支援費	比較
255,100円	260,200円	2.0%

(注) 同(A : 31.5%、B : 37.0%、C : 31.5%)

(7) 知的障害者通所更生施設(30人)

措置費	支援費	比較
140,900円	145,800円	3.5%

(注) 同(A : 31.5%、B : 37.0%、C : 31.5%)

2 居宅生活支援費

(1) 居宅介護(1時間当たり)

	身体介護	家事援助	移動介護		日常生活支援(仮称)
現行	3,740円	1,470円	3,740円		—
支援費	4,030円	1,530円	1,530円	4,030円	2,630円
比較	7.8%	4.1%	—	—	—

※日常生活支援は、身体障害者居宅介護のみ。

(2) デイサービス(年額)

① 身体障害者デイサービスⅠ

現行	支援費	比較
25,362千円	25,971千円	2.4%

(注) 現行の額は、介護型の国庫補助単価。

支援費の額は、区分1から区分3の割合が5:3:2、入浴、給食は概ね9割が利用し、年間247日の開所、定員は15人で試算。

身体障害者デイサービスⅡ

現行	支援費	比較
5,215千円	5,407千円	3.7%

(注) 現行の額は、作業中心型で、創作的活動普通型を実施する場合の国庫補助単価。

支援費の額は、区分1から区分3の割合及び開所日数及び定員がデイサービスⅠと同じとして試算。

② 知的障害者デイサービス

現行	支援費	比較
14,749千円	16,462千円	11.6%

(注) 現行の額は、基本型で入浴、給食サービスを実施する場合の国庫補助単価。

支援費の額は、区分1から区分3の割合が3:4:3、入浴は概ね6割、給食は概ね9割が利用し、年間247日の開所、定員は15人で試算。

③ 児童デイサービス

現行	支援費	比較
12,347千円	14,116千円	14.3%

(注) 現行の額は、11~15人の国庫補助単価。

支援費の額は、年間247日の開所、定員は15人で試算。

(3) 短期入所(1日当たり)

① 身体障害者短期入所

現 行	重 度	中 度	軽 度	遷延性意識障害者
	7,850円	7,070円	6,720円	14,910円
支援費	区分1	区分2	区分3	遷延性意識障害者
	7,990円	7,190円	6,840円	14,540円
比 較	1.8%	1.7%	1.8%	△2.5%

(注) 遷延性意識障害者については、実施機関が医療機関に限る。単価は難病短期入所並び。

② 知的障害者及び障害児短期入所

現 行	重心※	重 度	中軽度	重症心身障害児者	遷延性意識障害児
	7,790円	7,070円	4,450円	21,090円	14,910円
支援費	区分1	区分2	区分3	重症心身障害児者	遷延性意識障害児
	7,930円	7,190円	4,530円	21,110円	14,540円
比 較	1.8%	1.7%	1.8%	0.1%	△2.5%

(注) 重心※は、実施機関が医療機関以外の場合。

重症心身障害児者及び遷延性意識障害児については、実施機関が医療機関に限る。

(4) 地域生活援助(一人当たり月額)

現 行	支 援 費	比 較
66,200円	67,370円	1.8%

(注) 現行は4人入居の場合の国庫補助単価、支援費は区分2の単価。